

郡山市国民保護計画 【概要版】

国民保護計画とは

武力攻撃事態等が発生した場合、住民等の皆様の生命、身体及び財産を保護する責務を考慮し、国民を保護するための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の責務を明らかにするとともに、市の国民保護に関する計画の趣旨、構成等について定めたもの。

(根拠・関係法令)

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律

(国民保護法)【H16.9 施行】

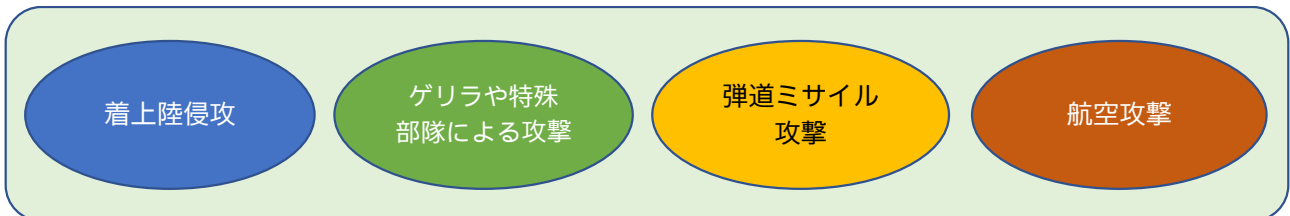
- ・武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

(事態対処法)【H15.6 施行】

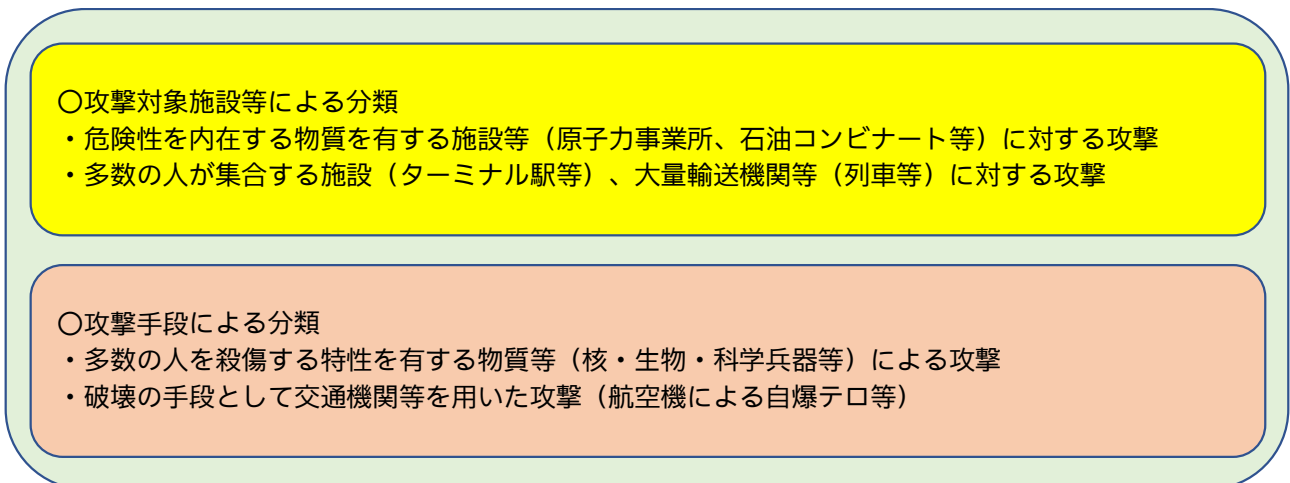
(経過) 平成 19 年 4 月(策定) ⇒ 平成 28 年 1 月(一部修正) ⇒ 令和 2 年 3 月(一部修正)

想定する事態

(1) 武力攻撃事態等の想定



(2) 緊急処理事態の想定



計画の概要・構成

1 総論

- ①市の責務や計画の位置づけ、構成等
- ②国民保護措置に関する基本方針等
- ③関係機関の事務又は業務の大綱等
- ④市の地理的、社会的特長 等

2 平素からの備えや予防

- ①組織・体制の整備等
- ②避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素から備え
- ③物資及び資機材の備蓄、整備 等

3 武力攻撃事態等への対処

- ①初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置
- ②市の対策本部の措置等

③関係機関相互の連携

⑤救援

⑦武力攻撃災害への対処

4 復旧等

①応急の復旧

③国民保護措置に要した費用の支弁等

5 緊急処理事態への対処

④警報及び避難の指示等

⑥安否情報の収集・提供

⑧被災情報の収集及び報告 等

②武力攻撃災害の復旧